

## 外国人労働者の方が当協会講習を受講する場合のお願いについて

(一社) 島根労働基準協会

当協会の講習は、日本語のテキストを使用し、日本語での講義及び日本語による修了試験（技能講習）を行っております。

厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」(R2. 3. 31 基発 0330 第 43 号) の「外国人に対する技能講習実施要領」に基づき外国人労働者の方が技能講習を受講する場合、その内容を日本語で理解できるかを確認する必要があります。当協会の講習を受講される際には、別紙 1 の J L P T 日本語能力試験認定の目安 (N4 以上で受講いただけます) を参考に別紙 2 又は別紙 3 の「講習会受講における確認書」の提出をしてください。

以下の留意事項の確認をしていただいた上で、お申込みをお願いします。

- 1 当協会の講習は日本語のテキストを使用し、日本語での講義となります。テキストは受講当日お渡ししますが、当協会へ連絡をいただければ事前にお渡ししますので専門用語などの予習をお勧めします。(郵送希望の場合は送料をご負担いただきます。)
- 2 通訳者の同席はできません。
- 3 講義中に日本語の意味やテキスト内容について講師等への質問はできません。
- 4 日本語の理解力について、「講習会受講における理解力確認書」の申請内容と違い、受講当日明らかに受講内容を理解するための言語能力を有してないと事務局が判断した場合は、途中退席をお願いする場合があります。この場合受講料及びテキスト代の返金はいたしませんので、ご承知おきください。
- 5 受講後に行う修了試験において、如何なる理由であっても修了試験が不合格となった場合の責任は当協会では負いません。
- 6 技能講習については、修了試験問題の漢字にルビ付きの対応が可能です。ご希望の方は(ひらがな・カタカナ)対応します。「講習会受講における日本語の理解力確認書」にて申請してください。

### J L P T 日本語能力試験認定の目安 (別紙 1)

### 事業場申込みの場合「講習会受講における日本語の理解力確認書」(別紙 2)

### 個人申込みの場合「講習会受講における日本語の理解力申告書・同意書」(別紙 3)

こじんもうしこみ ばあい どうきょうかい れんらく つ せつめいしょ おく  
(個人申し込みの場合、当協会へ連絡をいただきますとふりがな付き説明書をお送りします)

該当する用紙を受講申込用紙と併せて提出してください。

(参考) 外国語による技能講習を実施している機関につきましては、(公財) 国際人材協力機構 (JITCO) の HP から「技能実習生の技能講習・特別教育受講」をご覧ください